

平成23年度版
創業・中小企業のための
補助金・融資等の手引き

平成23年6月

秋 田 県

■ 目次【制度別】

	目 的	補助金・融資等の特徴等
補 助 金	①新規に開業・開店したい	県内で新規に起業する方に最大150万円を補助
	②ものづくりに関する創業をしたい	立ち上げ費用を補助するとともに技術コーディネーターが支援
	③研究開発を行いたい	新製品や先進的な製造技術の研究開発を支援 半導体関連分野の新製品・新技術開発へのF S 的な取組に対し補助
	④新商品開発を行いたい（地域資源 活用型）	地域資源を活用した創業や新商品開発等の取組 を支援
	⑤新商品を開発したい	地域産業の育成・発展を支援
	⑥新分野への進出・体質改革を図り たい	新分野進出等の各種取組を支援
	⑦販路を拡大したい	小規模事業者が行う販路拡大や新たな顧客の取り込み 等の取組を支援
	⑧海外へ進出したい	県内中小企業の海外進出にむけた取組を支援 海外への取引拡大に向けた企業の取組を支援
	⑨商品開発を行いたい（食品事業）	経営戦略プランの策定や商品開発等の取組を支 援
	⑩農林水産物を活用して新商品を開 発したい	中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の 開発や販路開拓の活動を支援
	⑪新たなサービス産業を実践したい	新サービスや高齢者等の生活向上サービスを支 援
	⑫展示会等へ出展したい	半導体関連の販路拡大や新規参入等のマーケ ティング活動を支援 コンテンツ売り込みの取組を支援
	⑬環境ビジネスを始めたい	産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用を支 援 先導的・モデル的なりサイクル事業を支援
	⑭工場を新增設・集約したい	工場、研究所等の新增設、集約、事業承継に補 助
	⑮工場を新增設したい	工場新設等を支援
	⑯建設業から新分野進出など新たな 事業展開を図りたい	建設業者の新事業展開にかかる立ち上げ費用等 を支援
	⑰省エネルギー対策に取り組みたい	省エネルギーを目的とした施設、設備の改修等 を支援
	⑱自家発電設備を整備したい	震災による電力制限に伴う自家発電設備の整備 を支援

制 度 名	掲 載 頁
1. あきた起業促進事業（起業支援補助金）	1
2. ものづくり創起塾事業	3
3. 技術高度化支援事業	4
4. 半導体研究開発推進事業	5
5. あきた企業応援ファンド事業	6
6. 新技術・地域資源開発補助事業	8
7. 企業競争力支援事業	9
8. 小規模事業者きらめき支援プロジェクト事業	14
9. 海外展開スタートアップ事業	15
10. 海外取引支援補助事業	16
11. 食品事業者総合支援事業	17
12. あきた農商工応援ファンド事業	18
13. 成熟型社会対応サービス産業支援事業	19
14. 半導体マーケティング推進支援事業	20
15. 全国コンテンツ展示会出展支援事業	21
16. 環境調和型産業集積支援事業補助金（3R推進枠）	22
17. 環境調和型産業集積支援事業補助金（リサイクル産業推進枠）	24
18. あきた企業チャレンジ応援事業	25
19. あきた企業立地促進助成事業①（製造業等）	27
あきた企業立地促進助成事業②（資源循環型）	28
20. 建設業新展開活動立ち上げ支援事業	29
21. 秋田県民生業務部門省エネ改修促進事業	30
22. 県内製造業等発電設備緊急支援事業	31

■目次【制度別（続き）】

	目 的	補助金・融資等の特徴等
資 金	①機械設備を導入したい	長期かつ低利で設備を割賦販売又はリース 設備取得費の1/2まで無利子で貸付け
	②工場用地を取得したい	工場等の新增設に対して融資、融資限度額10億円
	③工場を新增設したい	発電用施設周辺地域等の工場の新增設に対して 融資、融資限度額5億円 無利子の長期資金で地域経済の振興を支援
	④新規開業したい	新規開業者（開業後5年以内の方を含む）を資金面から支援
	⑤資金を調達したい	中小企業者の事業資金を融資 小規模企業者の事業資金を融資
	⑥新たな事業に取り組みたい	災害にあった中小企業者の事業資金を融資 農林水産分野へ事業展開する中小企業者の事業資金を融資 県内企業の意欲的な取り組みを支援
	⑦他企業の事業承継の際に支援を受けたい	営業譲渡を受ける中小企業者の事業資金を融資
	⑧経営を立て直したい	業況の悪化している企業等の事業資金を融資 中小企業者の再建、再チャレンジを支援
	⑨経営基盤を強化したい	中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資
そ の 他	①専門家の指導、集中支援を受け、中核企業に成長したい	集中的な支援により県内産業の牽引役となる中核企業を育成
	②後継者を見つけたい	新規開店希望者とマッチング
	③専門家の指導を受けたい	経営課題解決のため民間専門家を派遣
	④経営課題を解決したい	事業・経営の様々な問題・悩み・疑問解決のため相談窓口を設置
	⑤事業開始に事務所が欲しい	創業する方に低料金で事務室を提供
	⑥創業に向け準備したい	新規創業・起業のための準備を支援
	⑦研究施設、設備機器を使用したい	研究室、設備機器等を開放
	⑧少子化対策に取り組みたい	仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりへの取組を支援

制 度 名	掲 載 頁
23. 設備貸与制度	32
24. 秋田県機械類貸与制度	33
25. 小規模企業者等設備導入資金	34
26. 秋田県企業立地促進資金	35
27. 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進資金	36
28. ふるさと融資	37
29. 新事業展開資金（創業支援資金）	38
30. 中小企業振興資金（一般資金）	39
31. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金）	40
32. 中小企業振興基金（小規模事業振興資金小口支援枠）	41
33. 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）	42
34. 中小企業アグリサポート資金	43
35. 新事業展開資金（事業革新資金）	44
36. 新事業展開資金（事業承継資金）	46
37. 経営安定資金	47
38. 再建企業特別融資資金	49
39. 高度化資金	50
40. ものづくり中核企業育成集中支援事業	51
41. ビジネス世代交代マッチング事業	53
42. 専門家派遣事業	54
43. 専門家相談窓口開設事業	55
44. ワンストップ移動相談事業	56
45. 創業支援室（貸し事務室）	57
46. 創業準備支援室（貸しブース）	58
47. 産業技術センター 施設・設備	59
48. 総合食品研究センター 施設・設備	60
49. 秋田県仕事と育児・家庭の両立支援奨励金事業	61
50. お父さんも育休促進事業	63
51. 秋田県仕事と育児・家庭の両立支援企業経営アドバイザー派遣事業	64

■目次【事業目的別】

事業目的	補助金・融資等の特徴等
①起業化・新規創業・新事業支援	<p>県内で新規に起業する方に最大150万円を補助</p> <p>立ち上げ費用を補助するとともに技術コーディネーターが支援</p> <p>創業する方に低料金で事務室を提供</p> <p>新規創業・起業のための準備を支援</p>
②新製品・新技術開発・販路開拓支援	<p>新製品や先進的な製造技術の研究開発を支援</p> <p>半導体関連分野の新製品・新技術開発へのF S的な取組に対し補助</p> <p>地域資源を活用した新商品開発等の取組を支援</p> <p>地域産業の育成・発展を支援</p> <p>新分野進出等の各種取組を支援</p> <p>小規模事業者が行う販路拡大や新たな顧客の取り込み等の取組を支援</p> <p>経営戦略プランの策定や商品開発等の取組を支援</p> <p>中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓の活動を支援</p> <p>半導体関連の販路拡大や新規参入等のマーケティング活動を支援</p> <p>研究室、設備機器等を開放</p>
③海外進出支援	<p>県内中小企業の海外進出にむけた取組を支援</p> <p>海外への取引拡大に向けた企業の取組を支援</p>
④設備投資等支援	<p>工場、研究所等の新增設、集約、事業承継に補助</p> <p>工場新設等を支援</p> <p>長期かつ低利で設備を割賦販売又はリース</p> <p>設備取得費の1/2まで無利子で貸付け</p> <p>工場等の新增設に対して融資、融資限度額10億円</p> <p>発電用施設周辺地域の工場の新増設に対して融資、融資限度額5億円</p>
⑤事業資金支援	<p>無利子の長期資金で地域経済の振興を支援</p> <p>新規開業者（開業後5年以内の方を含む）を資金面から支援</p> <p>中小企業者の事業資金を融資</p> <p>小規模企業者の事業資金を融資</p> <p>災害にあった中小企業者の事業資金を融資</p> <p>農林水産分野へ事業展開する中小企業者の事業資金を融資</p> <p>県内企業の意欲的な取組を支援</p> <p>営業譲渡を受ける中小企業者の事業資金を融資</p> <p>業況の悪化している企業等の事業資金を融資</p> <p>中小企業者の再建、再チャレンジを支援</p>

制 度 名	掲載頁
1. あきた起業促進事業（起業支援補助金）	1
2. ものづくり創起塾事業	3
4 5. 創業支援室（貸し事務室）	5 7
4 6. 創業準備支援室（貸しブース）	5 8
3. 技術高度化支援事業	4
4. 半導体研究開発推進事業	5
5. あきた企業応援ファンド事業	6
6. 新技術・地域資源開発補助事業	8
7. 企業競争力支援事業	9
8. 小規模事業者きらめき支援プロジェクト事業	1 4
1 1. 食品事業者総合支援事業	1 7
1 2. あきた農商工応援ファンド事業	1 8
1 4. 半導体マーケティング推進支援事業	2 0
4 7. 産業技術センター 施設・設備	5 9
4 8. 総合食品研究センター 施設・設備	6 0
9. 海外展開スタートアップ事業	1 5
1 0. 海外取引支援補助事業	1 6
1 8. あきた企業チャレンジ応援事業	2 5
1 9. あきた企業立地促進助成事業①（製造業等）	2 7
あきた企業立地促進助成事業②（資源循環型）	2 8
2 3. 設備貸与制度	3 2
2 4. 秋田県機械類貸与制度	3 3
2 5. 小規模企業者等設備導入資金	3 4
2 6. 秋田県企業立地促進資金	3 5
2 7. 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進資金	3 6
2 8. ふるさと融資	3 7
2 9. 新事業展開資金（創業支援資金）	3 8
3 0. 中小企業振興資金（一般資金）	3 9
3 1. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金）	4 0
3 2. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金小口支援枠）	4 1
3 3. 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）	4 2
3 4. 中小企業アグリサポート資金	4 3
3 5. 新事業展開資金（事業革新資金）	4 4
3 6. 新事業展開資金（事業承継資金）	4 6
3 7. 経営安定資金	4 7
3 8. 再建企業特別融資資金	4 9

■目次【事業目的別（続き）】

事業目的	補助金・融資等の特徴等
⑥ 経営改善・経営相談支援	中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資 集中的な支援により県内産業の牽引役となるような中核企業を育成 経営課題解決のため民間専門家を派遣 事業・経営の様々な問題・悩み・疑問解決のため相談窓口を設置
⑦ サービス産業支援	新サービスや高齢者の生活向上サービスを支援 コンテンツ売り込みの取組を支援 後継者問題を抱える経営者と新規開店希望者とのマッチング
⑧ 環境産業支援	産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用を支援 先導的・モデル的なりサイクル事業を支援
⑨ 建設業支援	建設業者の新事業展開にかかる立ち上げ費用等を支援
⑩ 省エネルギー支援	省エネルギーを目的とした施設、設備の改修等を支援
⑪ 自家発電設備整備支援	電力制限に伴う自家発電設備の整備を支援
⑫ 少子化対策支援	仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりへの取組を支援

制 度 名	掲載頁
39. 高度化資金	50
40. ものづくり中核企業育成集中支援事業	51
42. 専門家派遣事業	54
43. 専門家相談窓口開設事業	55
44. ワンストップ移動相談事業	56
13. 成熟型社会対応サービス産業支援事業	19
15. 全国コンテンツ展示会出展支援事業	21
41. ビジネス世代交代マッチング事業	53
16. 環境調和型産業集積支援事業補助金（3R推進枠）	22
17. 環境調和型産業集積支援事業補助金（リサイクル産業推進枠）	24
20. 建設業新展開活動立ち上げ支援事業	29
21. 秋田県民生業務部門省エネ改修促進事業	30
22. 県内製造業等発電設備緊急支援事業	31
49. 秋田県仕事と育児・家庭両立支援奨励金事業	61
50. お父さんも育休促進事業	63
51. 秋田県仕事と育児・家庭両立支援企業経営アドバイザー派遣事業	64

1. あきた起業促進事業（起業支援補助金）

－県内で新規起業する方に最高150万円を支援－

1. 事業概要

県内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展と雇用の確保を図るため、新規起業をめざしている方に、起業に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

新たに中小企業者等として起業し、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 募集締め切り日前後12か月以内に起業、または、起業する計画であること
- ② 優れたビジネスプランにより起業するものであること
- ③ 起業後の事務所、店舗、工場等が県内にあること
- ④ 起業する事業が、農林漁業、医療、風俗営業等別記の業種に該当しないこと
- ⑤ 起業に伴う新規雇用が確実であること
- ⑥ 起業の実現が確実であること
- ⑦ 起業の模範となる事業であること
- ⑧ 起業する事業が関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に貢献するものであること

3. 補助対象事業

農林漁業、病院等医療業、金融保険業、風俗営業等別記の業種に該当しない事業であること。

4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、人件費ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費	補助率・補助金の額	備 考
①事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費	補助対象経費の1/2以内で 限度額75万円	①、②合計の補助金の 限度額150万円
②人件費	〃	

6. 事業期間

補助金の交付決定日から12か月以内

※事業期間が翌年度にわたる場合は、年度末に当年度分を一旦精算し、残りは翌年度分として、あらためて申請していただきます。

7. 提出書類

秋田県商工会連合会、秋田商工会議所が定める事業計画書

8. 募集時期

第1回募集 平成23年 6月1日（水）～ 6月30日（木）

第2回募集 平成23年10月3日（月）～11月 1日（火）

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み先

- 最寄りの商工会・商工会議所
- 秋田県商工会連合会
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館内）
TEL 018-863-8491 FAX 018-863-8490
- 秋田商工会議所
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館内）
TEL 018-866-6674 FAX 018-862-2101

11. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
創業・地場産業班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

(別記)

- 1 農業
- 2 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除きます）
- 3 漁業
- 4 金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除きます）
- 5 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
- 6 以下のサービス業等
 - (1) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）により規制の対象となるもの
 - (2) 易断所、観相業、相場案内業
 - (3) 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - (4) 芸妓業、芸妓斡旋業
 - (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - (6) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限ります）
 - (7) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものは除きます）
 - (8) 宗教
 - (9) 政治・経済・文化団体

2. ものづくり創起塾事業

－立ち上げ費用を補助するとともに技術コーディネーターが支援－

1. 事業概要

社内ベンチャーを含むものづくり企業の創業支援のため、産業技術センターの開放試験室を拠点として、立ち上げ費用の補助を行うとともに、基礎研究から高度化までを技術コーディネーター等が総合的に支援します。

2. 補助対象者

県内で、新規にベンチャー企業を創業しようとする方のほか、既存企業における新分野進出などの社内ベンチャーも含め、産業技術センターの開放研究室に入居し、ものづくり技術や製品等を自ら創出しようとする個人または企業

3. 補助対象事業

製造業者が行う事業であること。

4. 補助対象経費

需用費、部品作製や設備の改造等の委託料、パソコンを除く設備等のリース代
※旅費、コピー代は含みません。

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の10/10以内で限度額150万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書
直近2期分の財務諸表、事業概要のわかる補足資料、法人にあっては定款

8. 募集時期

平成23年6月（予定）

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 中間検査 → 事業終了 → 実績報告書提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

3. 技術高度化支援事業

－新製品や先進的な製造技術の研究開発を支援－

1. 事業概要

県内企業の技術の高度化のため、新製品や先進的な製造技術の研究開発に必要な経費を補助します。

2. 補助対象者

技術や製品等を自ら創出しようとする、県内に本社、工場または事業所を有する企業

3. 補助対象事業

製造業者が行う新製品や先進的な製造技術の研究開発

4. 補助対象経費

需用費、人件費、備品購入費、部品作製や設備の改造等の委託料、学会・セミナー等の負担金、旅費、コピー代、設備等リース代、その他事業に必要と認められる経費。ただし、車両購入、不動産の取得は補助経費の対象外です。

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の10/10以内で限度額3,000万円
(1年目 2,000万円、2年目 1,000万円)

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書
直近2期分の財務諸表、事業概要のわかる補足資料、法人にあつては定款

8. 募集時期

平成23年6月15日(水)～7月29日(金)

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 中間検査 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

4. 半導体研究開発推進事業

－半導体関連分野の新製品・新技術開発へのF S的な取組を支援－

1. 事業概要

公設試験研究機関や大学等との共同研究により、半導体関連分野で新製品・新技術を開発しようとする取組に対し、その事業に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

県内に本社、工場または事業所を有する個人または企業

3. 補助対象事業

公設試験研究機関や大学等と共同研究契約等を締結して行う、半導体関連分野の新製品・新技術開発等の事業

4. 補助対象経費

直接人件費、原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、技術指導費、研究成果の権利化費用、調査費等

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の2/3以内で限度額200万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書等

8. 募集時期

平成23年6月15日～7月29日（金）

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

5. あきた企業応援ファンド事業

－地域資源を活用した創業や新商品開発等の取組を支援－

1. 事業概要

地域資源を活用した創業や新商品・新役務の開発、販路拡大等の経営革新への取組を支援します。

2. 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助金の額、事業期間

次ページに記載しています。

3. 提出書類

交付申請書、事業計画書、経営計画及び資金調達計画、収支予算書等

4. 募集時期

第1回募集 平成23年4月11日（月）～ 5月13日（金）

第2回募集 平成23年9月 1日（木）～10月14日（金）

5. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

6. 申し込み先

○（財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

経営革新担当 TEL 018-860-5701 FAX 018-860-5612

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

7. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

企業支援第一班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

事業名	中小企業者等支援事業			中小企業支援機関実施事業
	中核企業育成事業	チャレンジ企業育成事業	共同研究助成事業	
補助対象者	従業員100人以上または売上高10億円以上で独自の技術や経営ノウハウを持ち、地域に経済的波及効果を及ぼしている中小企業者（※1）	左に該当しない中小企業者またはNPO法人、有限責任事業組合、中小企業者として創業する方	高度技術または新製品の開発のために大学、工業高等専門学校、公設試験研究機関または他の企業と共同で研究する中小企業者	中小企業支援機関（商工会・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、大学、公益法人等）
補助対象事業	地域資源を活用した新商品開発、販路拡大、事業転換等のための事業		高度技術または新製品の開発や高度技術を利用した製品の高付加価値化、生産工程の合理化、地域資源の開発等の共同研究	地域資源を活用して行う新商品開発、展示会、技術講習会等に関わる支援事業並びに建設業及び農林水産業に属する中小企業者等の事業転換等の取組を支援する事業
補助対象経費（※2）	専門家謝金・同旅費、出展経費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、研修費、構築物費、研究開発のみに用いる機械装置または工具器具費、消耗品費、外注費、市場調査費、知的財産権購入費、委託費、その他必要と認められる経費		原材料費及び副資材費、構築物費、機械装置または工具器具費、外注加工費、技術導入費、技術情報取得費、その他必要と認められる経費	専門家謝金・同旅費、出展経費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、その他必要と認められる経費
※外注費及び委託費に対応する補助金の合計額は補助金全体の2分の1以内				
補助率・補助金の額	①重点支援枠（※3） 補助対象経費の2/3以内で限度額1,000万円 （下限50万円） ②一般枠（※4） 補助対象経費の1/2以内で限度額700万円 （下限50万円）	①重点支援枠（※3） 補助対象経費の2/3以内で限度額500万円 （下限20万円） ②一般枠（※4） 補助対象経費の1/2以内で限度額300万円 （下限20万円）	①高度技術産業集積地域枠（※5） 補助対象経費の2/3以内で限度額1,000万円 ②一般地域枠 補助対象経費の1/2以内で限度額300万円	①重点支援枠（※3） 補助対象経費の10/10以内で限度額500万円 （下限50万円） ②一般枠（※4） 補助対象経費の10/10以内で限度額300万円 （下限50万円）
事業期間	補助金の交付決定日から12ヶ月以内。ただし、同じテーマで2回目の事業を実施する場合は、改めて申請を行い、審査を受ける必要があります。			

※1 「地域に経済的波及効果を及ぼしている中小企業者」とは、県内への発注割合が全体の5割以上または正規雇用者の割合が全従業員の7割以上の中小企業者です。

※2 補助対象経費の詳細は、別に定めるところによります。

※3 「重点支援枠」とは、次に掲げるものです。

ア 電子部品・デバイス、電気機械、木材加工、自動車、航空機、資源リサイクル、医療機器・医薬品及び観光産業に関連する業種に属する中小企業者等が行う取組やそれらの中小企業者等を支援する取組

イ 建設業、農林水産業に属する中小企業者等が行う新分野への進出や事業転換等の取組

※4 「一般枠」とは、「重点支援枠」に該当する業種以外の中小企業者等による取組やそれらの中小企業者等を支援する取組等です。

※5 「高度技術産業集積地域枠」とは、秋田市に主たる事務所・事業所を有する中小企業者が新製品開発等のために取組む共同研究です。

6. 新技術・地域資源開発補助事業

—地域産業の育成・発展を支援—

1. 事業概要

(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)が市町村を経由して補助を行い、新技術開発等を行う企業等を支援します。

2. 補助対象者

法人格を有する企業等

3. 補助対象事業

- (1) 新技術開発補助金 新たな技術を用いて行う新規性のある商品の開発
(2) 地域資源開発補助金 地域資源を活用して行う地域特産品の開発

4. 補助対象経費

謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費

5. 補助対象事業の要件

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 新たな視点や技術等を導入し、既製商品と差別化を図り、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の発展が図られること
② 地域の特色のある各種資源に着目し、その資源を用いて、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発とその販路開拓を行うことで地域産業の育成が図られること

6. 補助率・補助金の額

- (1) 新技術開発補助金 補助対象経費の2/3または1千万円のいずれか少ない方以内の額
(2) 地域資源開発補助金 // 2/3または300万円 //
※特定地域経済活性化対策推進地域等で行う事業の補助率は、(1)、(2)とも10/10以内になります。

7. 事業期間

平成23年4月1日から平成24年2月20日まで

8. 提出書類

新技術・地域資源開発補助事業補助金交付申請書、補助対象事業概要書、補助対象事業計画書、事業内容を説明する補足資料

9. 提出期限

平成23年5月20日(ふるさと財団への提出期限)

10. 手続きの流れ

市町村に相談 → 申請書提出 → ふるさと財団での審査 → 交付決定
→ 市町村で予算措置 → 実績報告書の提出 → 補助金の支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

11. 留意事項

- (1) 企業等の財務状況が悪化している場合は対象とならない場合があります。
(2) 国庫補助事業や全面委託のものは対象となりません。

12. 申し込み先

○各市町村の担当窓口(多くは企画担当部署)

13. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
○ 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

7. 企業競争力支援事業

－新分野進出等の各種取り組みを支援－

1. 事業概要

県内企業等が実施する新分野進出等の取組、連携体による新事業展開等、各種取組を支援します。

2. 新分野進出型

I 事業概要

新分野への進出や体質改革、生産現場改善等経営革新を進める企業に、その取組に必要な経費を補助します。

II 補助対象者

1 共通事項

- ・事業活動拠点が県内にある中小企業者であること。
- ・事業計画が明確で実現性が高いこと。

2 個別事項（次の(1)～(3)のいずれかに該当する必要があります）

(1)体質改革型企业	・付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の増加率が3年で9%以上、4年で12%以上、5年で15%以上のいずれかとなる計画を策定していること
(2)新分野進出型企业	・当該新分野における3年後の売上が売上高全体の15%を超える事業計画を策定していること ・日本標準産業分類の細分類（4桁分類）が異なる分野に進出する計画を策定していること
(3)環境改善型企业	・設備導入等により、生産性向上または労働環境改善のための工事等を計画していること

III 支援事業の概要

下記の支援メニューの組み合わせにより支援を行います。

- ① 人材育成支援事業
- ② アドバイザー等活用事業
- ③ 新事業動向等調査支援事業
- ④ 生産向上のための環境改善等支援事業

IV 補助対象事業、補助対象経費、補助対象の範囲、補助率・補助金の額、事業期間別表1に記載しています。

V 提出書類

所定様式の計画書、直近2期分の財務諸表、会社案内等、法人にあつては定款、登記簿謄本

VI 募集時期

- 第1回募集 平成23年5月30日（月）～6月24日（金）
第2回募集 未定

VII 手続の流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

3. 元気企業グループ育成型

I 事業概要

中小企業のグループが新たな事業展開や販路拡大等を行う際の経費を補助します。

II 補助対象者

- ① 秋田県内の製造業（食品製造業は除きます）1者以上を含む3者以上で構成された中小企業者等（県外企業、商工団体、公設試験研究機関、大学等。以下、同様）から構成される共同グループ
- ② 秋田県の「地域資源活用事業の促進に関する基本的な構想」にある地域資源を活用する事業を行う、製造業を含まない秋田県内の中小企業者等3者以上で構成された共同グループ

III 補助対象事業、補助対象経費、補助対象の範囲、補助率・補助金の額、事業期間別表2に記載しています。

IV 提出書類

補助金交付申請書等

V 募集時期

平成23年4月25日（月）～5月20日（金）

VI 手続きの流れ

応募（書類は補助対象者が所在する地域振興局に提出） → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

4. 営業力強化型

I 事業概要

県内企業を対象に、営業ノウハウに関するスキルアップをめざす研修を実施する支援機関に対し、研修費用を補助します。

II 補助対象者

通常の業務を行う地域が、市町村を超えた広域である支援機関

III 補助対象事業、補助対象経費、補助対象の範囲、補助率・補助金の額、事業期間別表2に記載しています。

IV 提出書類

補助金交付申請書等

V 募集時期

平成23年4月25日（月）～5月20日（金）

VI 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

5. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企業支援第二班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

支援事業の概要【新分野進出型】

別表 1

事業名	人材育成支援事業	アドバイザー等活用事業	新事業動向調査等支援事業	生産向上のための環境改善等支援事業
補助対象事業内容	体質改革・改善、新分野進出に必要な専門知識や技能を習得するため、職場内研修や外部への研修派遣	体質改革・改善、新分野進出に必要なアドバイザー等（専門アドバイザー、専門コンサルタント、専門技術者、熟練技術者）の活用	新分野進出をめざした市場動向調査、情報収集	生産性向上のための設備導入・改良等及び労働環境改善のための設備導入とそれに伴う工事費
補助対象経費	①社内教育に必要な経費 ②外部派遣教育に必要な経費	・アドバイザー等の活用経費 ・アドバイスを受けて公的認証を取得するための経費	動向等調査経費、展示会、先進企業への視察・情報収集に係る経費等	設備費、機械器具費等
補助対象の範囲	①講師謝金・旅費・宿泊費、原材料、教材、消耗品、研修委託費等 ①受講料、受験料、教材費、旅費、宿泊費	謝金、宿泊費・旅費、委託費、公的認証申請費用、認定審査費用等	謝金、委託費、旅費等	工事費、設備費、工事請負費、委託費等
補助率	補助対象経費の1/2以内			
補助金の額	各事業合計で限度額200万円（千円未満切り捨て）			
事業期間	補助金の交付決定日から12か月以内 ※			
特記事項	厚生労働省のキャリア形成促進助成金等を受給している場合は補助の対象外	特許・商標・意匠登録等の財産権の認定審査費用は補助の対象外		

※事業期間が翌年度にわたる場合は、年度末に当年度分を一旦精算し、残りは翌年度分として、あらためて申請していただきます。

支援事業の概要【元気企業グループ育成型・営業力強化型】

別表 2

事業名	元気企業グループ育成型	営業力強化型
補助対象事業	経営革新、多角化、新分野進出など新たな事業展開に必要な市場調査や予備的研究、製品開発等	営業ノウハウに関する研修
補助対象経費	旅費、謝金、委託費、材料及び機材費、加工費、借上費等	旅費、謝金、委託費、会場費等ただし、委託費は全体事業費の2分の1以内
補助対象の範囲	専門家謝金・旅費、委託費、材料費、研究開発のみに用いる機械装置または工具器具費、加工費、出展経費、会場借上料等	講師謝金・旅費、教材、消耗品、会場費等
補助率	補助対象経費の10/10以内	同左
補助金の額	限度額30万円	限度額100万円
事業期間	補助金の交付決定日から平成24年3月20日まで	同左

※経営革新計画について

1. 計画作成主体（申請者）

中小企業者、中小企業者から構成される任意のグループ及び協業組合等

2. 承認の対象となる計画

新たな取組みによって事業活動の向上に貢献し、次に該当するものです。

- ① 新商品の開発または生産
- ② 新役務の開発または提供
- ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

3. 計画の期間

3年間～5年間

4. 経営目標の指標

次の(1)と(2)を満たす計画

(1) 付加価値額の向上

- ・ 付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）または1人当たり付加価値額（付加価値額／従業員数）が向上すること
- ・ 3年計画では9%以上、4年計画では12%以上、5年計画では15%以上の伸び率が設定されること

(2) 経常利益の向上

- ・ 計画終了時の経常利益の伸び率が、3年計画では3%以上、4年計画では4%以上、5年計画では5%以上であること

5. 支援メニュー（それぞれ別途関係機関の審査を受ける必要があります）

- ・ 政府系金融機関の低利融資
- ・ 高度化融資制度
- ・ 設備貸与・機械類貸与の特別利率の適用
- ・ 小規模企業者等設備導入資金の特例
- ・ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例）
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・ 販路開拓コーディネート事業
- ・ 特許関係料金減免制度

6. 提出書類

所定の申請書類

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 知事の承認

9. 申請・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企業支援第二班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

8. 小規模事業者きらめき支援プロジェクト事業

－小規模事業者が行う販路拡大や新たな顧客の取り込み等の取組を支援－

1. 事業概要

販路拡大や新たな顧客の取り込みなどに取組む活動を支援し、元気な小規模事業者を育成します。

2. 補助対象者

県内に事業拠点をもち、販路拡大などに意欲を持つ従業員20人以下の小規模事業者（商業またはサービス業は5人以下）

3. 補助対象事業

販路拡大に関する事業、生産性向上に関する事業、商品・製品・サービス等の開発または改良に関する事業、店舗・施設等事業拠点の整備に関する事業、その他経営の向上に役立つ事業

4. 補助対象経費

上記事業の実施に必要な展示会等出展費、原材料費、旅費、調査費、じゅう器・備品・機械装置等の購入費、研究開発費、内・外装工事、厨房設備等設備工事費、試作費、専門家謝金及び旅費、雑役務費、広告宣伝費、研修費、会場借料、借損料等

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の10/10以内で限度額20万円
※事業費の総額は概ね100万円以内

6. 提出書類

申請書及び事業計画書

7. 募集時期

6月頃（予定）

8. 手続きの流れ

応募 → 選考 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

9. 申し込み先

最寄りの商工会・商工会議所

10. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 制度全般についての問い合わせ

秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

団体・金融班 TEL 018-860-2216 FAX 018-860-3887

9. 海外展開スタートアップ事業

－県内中小企業の海外進出にむけた取組を支援－

1. 事業概要

海外での販路開拓等、県内中小企業の海外進出に向けた取組を支援します。

2. 対象者

県内中小企業者

3. 支援内容

- (1) 海外展開に関する相談窓口を（財）あきた企業活性化センターに設置し、個別の相談に応じます。
- (2) 商社OB人材等を活用した実践的なアドバイスをを行います。
- (3) 海外取引スタートアップセミナー及び個別相談会を開催します。

4. 提出書類

特にありません。

5. 募集時期

随時受け付けます。

6. 申し込み先

- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

7. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
ものづくり振興班 TEL 018-860-2241 FAX 018-860-3887

10. 海外取引支援補助事業

－海外への取引拡大に向けた取組を支援－

1. 事業概要

国内市場の需要が低迷する中、アジアなど進展著しい地域を含めた海外に新たな販路の開拓を図る中小企業者等に、経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

秋田県内に事業所等を有し、海外販路開拓を行う中小企業者または事業組合等

3. 補助対象経費（例示）

- ・ 海外販路開拓のためのマーケティング調査を行う際の費用
- ・ 海外販路開拓のためにアドバイザーを活用する際の費用
- ・ 海外販路開拓のための研修、セミナー、講演会への参加費用
- ・ 海外展示会出展費用
- ・ 海外向けホームページ、パンフレット等の作成費用

4. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/2以内で限度額100万円

5. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日まで

6. 提出書類

所定様式の計画書、直近2期分の財務諸表、会社案内等、法人にあつては定款、登記簿謄本

7. 募集時期

第1回募集 平成23年5月23日（月）～6月17日（金）

※応募状況により追加の募集を行います。

8. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

9. 申し込み先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企業支援第二班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

10. 問い合わせ先

○上記申し込み先
○（財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

1 1. 食品事業者総合支援事業

－売れる商品づくりに向けた経営戦略プランの策定や商品開発等の取組を支援－

1. 事業概要

試験研究機関等が連携して食品事業者の商品化や技術開発の取組を支援します。

2. 補助対象者

県内食品事業者

3. 補助対象事業

食品事業者ステップアップ事業	食品事業者製品開発事業
①商品開発支援 ②食品製造設備グレードアップ	①試作品等の製作

4. 補助対象経費

食品事業者ステップアップ事業	食品事業者製品開発事業
①商品開発支援 市場調査費、視察等旅費、材料・試作費、その他必要と認められる経費 ②食品製造設備グレードアップ 機械装置費、その他必要と認められる経費	①サンプル購入費、材料・試作費、その他必要と認められる経費

5. 補助率・補助金の額

食品事業者ステップアップ事業	食品事業者製品開発事業
①商品開発支援 補助対象経費の10/10以内で限度額 30万円 ②食品製造設備グレードアップ 補助対象経費の1/2以内で限度額 200万円	①試作品等の製作 補助対象経費の10/10以内で限度額 30万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業計画書（経営戦略プラン）等

8. 募集時期

食品事業者ステップアップ事業	食品事業者製品開発事業
平成23年5月18日～6月30日(木)	随時受け付けます。

9. 手続きの流れ

募集 → 書類審査（戦略プラン） → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了→実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○ 秋田県産業労働部 食品産業課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
食農観連携推進班 TEL 018-860-2258 FAX 018-860-3887

12. あきた農商工応援ファンド事業

－中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓を支援－

1. 事業概要

中小企業者と農林漁業者等が一体となり、互いに有するノウハウや技術を活用し、県産農林水産物を核とした新商品開発やその販路開拓などの取組を支援します。

2. 補助対象者

①農商工連携支援事業 ・中小企業者と農林漁業者との連携体 ・自ら事業を行うNPO等の中小企業者	②農商工等連携応援団体支援事業 ・中小企業者と農林漁業者との連携体 等を支援する事業を行う団体
---	---

3. 補助対象事業

①農商工連携支援事業 ・中小企業者と農林漁業者の連携体による 新商品開発、販路開拓	②農商工等連携応援団体支援事業 ・団体が行う農商工連携により開発さ れた新商品の販路開拓
---	--

4. 補助対象経費

①農商工連携支援事業 ・新商品または新サービスの開発費 ・販路開拓費	②農商工等連携応援団体支援事業 ・旅費、会場費、消耗品費、役務費等 商談会・研修会等 開催経費
--	---

5. 補助率・補助金の額

①農商工連携支援事業 重点支援枠：補助対象経費の2/3以内で 限度額500万円 一般 枠：補助対象経費の1/2以内で 限度額500万円	②農商工等連携応援団体支援事業 補助対象経費の10/10以内で限度額500 万円
---	--

※重点支援枠：製造業、卸売業、サービス業、小売業の分野において行う食品に関連する取組
一般 枠：重点支援枠以外の取組

6. 事業期間

補助金の交付決定日から2年（審査委員会が特に必要と認めた場合は3年）以内。
ただし、2年目、3年目に継続して事業を実施する場合は、直近の交付決定日から
1年を経過する前に申請を行い、審査を受ける必要があります。

7. 提出書類

助成金交付申請書等

8. 募集時期

第1回 平成23年 5月9日（月）～ 6月13日（月）
第2回 平成23年11月1日（火）～ 12月13日（火）

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意
する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み先

○（財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
経営革新担当 TEL 018-860-5701 FAX 018-860-5612
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

11. 問い合わせ先

○上記申し込み先
○秋田県産業労働部
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
食品産業課 食農観連携推進班 TEL 018-860-2258 FAX 018-860-3887
地域産業振興課 企業支援第一班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

13. 成熟型社会対応サービス産業支援事業

－成長が見込める新サービスや高齢者等の生活向上サービスを支援－

1. 事業概要

秋田の特性を活かした商業・サービス業の振興を図るため、今後成長が見込めるサービスや、中山間地等に居住する高齢者等の生活向上を目的とした取組を支援します。

2. 補助対象者

県内に事業所を有し、商業、サービス業を営む事業者、NPO及びそれらを含むグループ

3. 補助対象事業

- (1) 成長見込み分野等新サービス支援事業
健康・福祉、安全・安心、環境等社会課題に対応した新たなサービス事業
- (2) 高齢者等生活向上商業サービス支援事業
高齢者が買い物等に不自由せず、セーフティネットとしての役割を果たすような新たな商業・サービス事業

4. 補助対象経費

新たな事業に要する経費

- ・備品購入費、機器リース料、調査研究費、広告宣伝費、賃金（アルバイト代）、通信運搬費、需用費等
- ※車両購入費、不動産の取得費は補助の対象外です。

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/2以内で限度額100万円

6. 事業期間

- (1) 成長見込み分野等新サービス支援事業
補助金の交付決定日～平成24年3月末日まで
- (2) 高齢者等生活向上商業サービス支援事業
補助金の交付決定日の属する年度を含む3年度以内とします。
※事業期間が複数年度にわたる場合は、年度末に当年度分を一旦精算し、残りは翌年度分として、あらためて申請していただきます。

7. 提出書類

所定様式の計画書、直近3期分の財務諸表、法人にあっては、定款、登記簿謄本及び会社案内等

8. 募集時期

平成23年5月6日（金）～6月6日（月）

9. 手続きの流れ

応募 → 審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
商業・サービス業振興班 TEL 018-860-2245 FAX 018-860-3887

14. 半導体マーケティング推進支援事業

－半導体関連の販路拡大や新規参入等のマーケティング活動を支援－

1. 事業概要

県内の企業またはそのグループが、半導体関連分野の販路拡大や新規参入に必要な経費の一部を補助します。

2. 対象事業者

県内に本社、工場または事業所を有し、取扱製品等を自ら製造するまたは製造しようとする個人、企業またはそのグループ

ただし、グループの場合は、少なくとも1者が県内に本社、工場又は事業所を有することが必要です。

3. 補助対象事業

次の製品またはその製品を構成する部品・材料の販路拡大や、当該分野への参入等を目的とするもの。

【対象製品等】

半導体素子（発光ダイオードを含みます）、集積回路、フラットパネルディスプレイ、半導体メモリアディア、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、これらの製品の検査・評価装置及びこれらの製品を使用した製品等

4. 補助対象経費

出展料、小間代、装飾費、設備リース料、展示物製作費、印刷物費、展示物移送費などの展示会等への出展費用、謝金、旅費、委託費等

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の2/3以内で限度額50万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書等

8. 募集時期

第1回 平成23年5月9日（月）～5月27日（金）

第2回 平成23年8月または9月（予定）

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

技術振興班 TEL 018-860-2246 FAX 018-860-3887

15. 全国コンテンツ展示会出展支援事業

－コンテンツ売り込みの取組を支援－

1. 事業概要

県内で制作されたコンテンツのPR、ビジネスパートナーの獲得や販路の開拓につながるため、全国的規模のコンテンツ関係展示会等への出展費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

県内在住の個人、県内に本社または主たる事務所がある中小企業、県内に本校・本部がある教育機関または団体

3. 補助対象事業

国内で開催される全国的規模の展示会や海外のコンテンツ関係展示会、商談会等への出展

※コンテンツは、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（平成16年6月4日法律第81号）第2条第1項で定義されているもので、出展品は、個人、企業、教育機関、団体が開発・制作したものであることが必要です。

4. 補助対象経費

旅費、出展料、装飾費、通信運搬費、広告宣伝・販売促進費、保険料等

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/2以内で限度額30万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月末日まで

7. 提出書類

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書等

8. 募集時期

随時受け付けます。

9. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定
→ 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・サービス業振興班 TEL 018-860-2245 FAX 018-860-3887

16. 環境調和型産業集積支援事業

(3R推進枠)

-産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型社会の構築-

1. 事業概要

主に県内で発生する産業廃棄物を原料としたリサイクル事業を支援します。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する県内事業者（①は県内に進出する事業者を含みます）

- ①産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収設備を県内に整備すること（環境産業施設整備費補助金）
- ②産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収に関する試験研究を行うこと（環境産業研究開発費補助金）
- ③環境展等の循環型社会形成を目的としたイベントに自社製品等を出展すること（環境イベント参加費補助金）
- ④自社で製造もしくは製造予定のリサイクル品に販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行うこと（リサイクル製品販促調査費等補助金）
- ⑤自社のリサイクル施設等の視察が可能となるように、安全対策設備や案内板、案内通路の整備等を行うこと（環境産業普及啓発費補助金）
- ⑥廃棄物の再資源化・排出抑制改善を図るために専門機関に調査委託すること（廃棄物再資源化・排出抑制改善調査委託費補助金）
- ⑦効率的、継続的なリサイクルシステム構築を複数で行うこと（地域企業連携リサイクルシステム構築費補助金）

3. 補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助金の額

	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
上記 2.①	事業のための投下固定資産を取得するための経費（土地取得費、車両購入費は除きます）	1/3以内	1,500万円
②	研究者の人件費、原材料費、副資材費、機械装置費、工事器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費 ただし、人件費は補助対象経費の1/2以内、機械装置は1/4以内（※1）となります。	1/2以内	700万円
③	旅費、パネル作成費、出展費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	100万円
④	販促調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告費、チラシ印刷費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	500万円
⑤	安全に見学を行うための施設・設備の整備または改修に必要な経費、見学者への説明を目的としたパネル、パンフレット、DVD作成費、備品等購入費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	200万円
⑥	調査委託費	2/3以内	300万円
⑦	調査費、旅費、機器使用料、技術指導費、試験研究費、分析費、その他知事が必要と認める経費	2/3以内	500万円

※1 小坂町の実証研究施設用地を活用して研究開発を実施する場合、機械装置費の補助率は補助対象経費の1/4以内から1/2以内に、補助金の限度額は1,000万円となります。

※2 補助下限額は上限額の5%（③は10万円）となります。

4. 募集時期

平成23年4月11日（月）～平成23年5月13日（金）

※追加募集の有無については、事業の認定結果によります。

5. 手続きの流れ

公募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業計画認定 → 補助金の交付
申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

エコタウン班 TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

17. 環境調和型産業集積支援事業

(リサイクル産業推進枠)

－先導的・モデル的なリサイクル事業を支援－

1. 事業概要

国内外から一般廃棄物・産業廃棄物を含むリサイクル原料物を調達し、リサイクルシステムや技術等において新規性や先導性が有り、他のモデルとなる環境調和型社会の構築への貢献度が高い事業を支援します。

2. 補助対象者

- ①廃棄物等を再使用・再生利用・熱エネルギー回収する設備を県内に整備する県内事業者及び県内に進出する事業者（環境産業施設整備費補助金）
- ②廃棄物等を再使用・再生利用・熱エネルギー回収する事業に関する試験研究を行う県内事業者（環境産業研究開発費補助金）

3. 補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助金の額

	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
上記 2.①	事業のための投下固定資産を取得するための経費（土地取得費、車両購入費は除きます）	1/2以内	2,000万円
②	研究者の人件費、原材料費、副資材費、機械装置費、工事器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費 ただし、人件費は補助対象経費の1/2以内、機械装置は1/4以内（※1）となります。	1/2以内	1,000万円

※1 小坂町の実証研究施設用地を活用して研究開発を実施する場合、機械装置費の補助率は補助対象経費の1/4以内から1/2以内に、補助金の限度額は1,500万円となります。

※2 補助下限額は上限額の5%となります。

4. 募集時期

平成23年4月11日（月）～平成23年5月13日（金）

※追加募集の有無については、事業の認定結果によります。

5. 手続きの流れ

公募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業計画認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

エコタウン班 TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

18. あきた企業チャレンジ応援事業

－工場、研究所等の新增設、集約、事業承継を支援－

1. 事業概要

秋田県内に工場、研究所、事業所を新增設または集約する企業や工場等閉鎖に伴う事業承継を行う企業に、初期投資や集約、事業承継、雇用に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

(新增設型)

県内に工場等を新增設し、次の要件をすべて満たす企業が対象となります。

- ①製造業を営む企業または、情報通信関連型企业、研究開発型企业であること
- ②平成24年3月末までに工場等の新增設に着手し、平成24年12月末までに工事等が完了すること
- ③工場等の新增設に伴い取得する投下固定資産（建物、機械装置等の減価償却資産）の額が3千万円以上であること
- ④工場等の新增設に伴い増加する正規雇用者数が2人以上であって、1年間以上継続してその人数以上であること

(集約型)

県外の工場等を県内に集約し、次の要件をすべて満たす製造業を営む企業が対象となります。

- ①平成24年3月末までに工場等の集約に着手し、平成24年12月末までに集約が完了すること
- ②集約に伴う経費の額が3千万円以上であること

(事業承継型)

製造業を営む県内の工場閉鎖に伴い、その従業員等が事業を承継し、次の要件をすべて満たす場合に対象となります。

- ①平成24年3月末までに工場等の取得更新に着手し、平成24年12月末までに事業承継が完了すること
- ②建物・機械等の取得更新に必要な経費の額が1千万円以上であること
- ③事業承継後の企業の正規雇用者数が5人以上であること
- ④閉鎖した旧工場の全従業員の1/2かつ正規雇用者の1/2以上を雇用すること
※雇用の認定基準日は、旧工場閉鎖日60日前とします。

3. 補助対象経費

新增設型	雇用に要した経費（新規正規雇用5人以上の場合のみ）、 投下固定資産経費
集約型	集約に要した経費、雇用に要した経費
事業承継型	事業承継に要した建物や機械等の取得経費

4. 補助金の額・補助率

(新增設型)

(1) 投下固定資産経費

増加正規雇用者数	補助率・補助金の額		
2人～4人	投下固定資産額の10%で	限度額	500万円
5人～9人	〃	10%で	〃 3,000万円
10人以上	〃	20%で	〃 6,000万円

(2) 雇用奨励費（新規正規雇用数5人以上の場合のみ）

増加正規雇用者1人につき年25万円で限度額1,000万円

(集約型)

(1) 集約に必要とした経費の20%で限度額6,000万円

(2) 集約に伴う増加正規雇用者1人につき年間25万円

(事業承継型)

(1) 事業承継に必要とした建物や機械等の取得経費の10%で限度額1,000万円

5. 提出書類

所定の利用承認申請書、新增設計画書等

6. 申請時期

平成24年3月31日まで（この日までに工事等に着手することが必要です）

7. 手続きの流れ

事業利用承認申請 → 申請の受け付け → 工事等着手

→ 工事等完了・雇用要件達成の確認 → 利用承認 → 1年間の雇用継続完了

→ 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出 → 完了検査

→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

企業支援第二班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

19. あきた企業立地促進助成事業①

(製造業等)

－県内への工場立地のための設備投資等に、最大40億円の支援－

1. 事業概要

本県産業の活性化と雇用の拡大を図るため、工場等の新增設のための設備投資及び雇用に係る費用の一部を補助し、県内への誘致・立地を促進します。

なお、本事業の趣旨に適うものか審査を受け、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

2. 対象業種（企業）

製造業及び情報通信関連型企業、研究開発型企業

3. 補助の要件

① 設備投資額

操業時までの投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること

② 新規正規雇用者（操業時及び操業開始後1年以内の新規雇用者）

新增設に係る正規雇用者が10人以上であること。（研究開発型にあっては、専従研究員5人以上）

4. 補助率・補助金の額

(1) 補助率

投下固定資産：土地取得費を除く投下固定資産額の20%に相当する額

雇用奨励費：正規雇用者1人につき年25万円（3年間）

(2) 限度額

35億円（研究所を併設する場合は40億円）

5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 指定 → 事業着手
→ 工場竣工・操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出
→ 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご留意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

立地支援班 TEL 018-860-2252 FAX 018-860-3869

19. あきた企業立地促進助成事業②

(資源循環型)

—廃棄物を再生利用して製品製造を行う企業の設備投資等に、最大40億円の支援—

1. 事業概要

21世紀の成長産業の一つといわれているリサイクル産業を県内に創出するため、工場を新設または増設する企業に補助することにより、企業立地の促進や新規事業の創出と資源循環型社会の形成を図ります。

なお、本事業の趣旨に適うものか審査を受け、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

2. 対象業種（企業）

使用済み物品等および副産物のうち有用なものの全部若しくは一部を原材料として製品製造を行う企業

3. 補助の要件

① 設備投資額

操業時までの投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること。

② 新規正規雇用者（操業時及び操業開始後1年以内の新規雇用者）

新設・増設ともに10人以上であること。

4. 補助率・補助金の額

(1) 補助率

投下固定資産：土地取得費を除く投下固定資産額の20%に相当する額

雇用奨励費：正規雇用者1人につき年25万円（3年間）

(2) 限度額

35億円（研究所を併設する場合は40億円）

5. 提出書類

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課エコタウン班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 指定 → 事業着手
→ 工場竣工・操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出
→ 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

エコタウン班 TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

20. 建設業新展開活動立ち上げ支援事業

－建設業者の新事業展開を支援－

1. 事業概要

成長分野への展開や地域貢献に資すると認められる事業展開に対し、その初期投資等に要する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 秋田県建設工事入札参加資格（県内）を有する方または建設業許可を受けている県内中小企業者のうち、直近の決算における建設業に係る売上高が売上高全体の50%以上を占める方
- (2) 代表者として主体的な役割を担う(1)の建設業者を含む2以上の方で構成するグループ
- (3) (1)に該当する中小企業者又はその代表役員が50%以上出資して設立する県内中小企業者

3. 補助対象事業

次のいずれかに該当する事業のうち、新規立ち上げのための初期投資事業又は立ち上げ後の定着を図るための事業（事業開始後3年を超えるものは除きます）

- (1) 成長分野（環境・エネルギー、観光、農業分野等）に展開する事業
- (2) 地域貢献に資すると認められる事業（農商工との連携事業等）

※事業開始後3年・・・直近3決算期に新たな事業に係る売上を計上した場合とします。

4. 補助対象経費

- (1) 事業拠点開設費（施設整備・改修費、機械装置購入費等）
- (2) 新商品・新役務等開発費
- (3) 専門家活用費
- (4) 人材育成費
- (5) 販路開拓費
- (6) 市場調査費
- (7) その他特に必要と認められる経費

5. 補助率・補助金の額

補助率1/2以内で上限500万円以内

6. 提出書類

所定の申請書、事業計画書等

7. 募集時期

平成23年5月6日（金）～6月20日（月）

8. 事業期間

補助金の交付決定日～平成24年3月25日（日）まで

9. 手続きの流れ

申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請
→ 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県建設交通部 建設管理課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

建設業班 TEL 018-860-2425、2426 FAX 018-860-3829

2 1 . 秋田県民生業務部門省エネ改修促進事業

－民間事業者が行う省エネ改修等を支援－

1. 事業概要

民間事業者が県内の事務所等において、省エネ改修等を複合的に行う場合に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

県内の事務所等について補助対象事業を実施する方のうち、次のいずれかに該当する事業者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人
- (3) 常時使用する従業員の数が100人以下の社会福祉法人
- (4) 常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人
- (5) 常時使用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人
- (6) 秋田県地球温暖化対策推進条例第9条第1項に規定する特定事業者
- (7) その他秋田県知事が適当と認める団体

※補助対象事業を実施する事業所について、ISO14001、エコアクション21、あきた環境優良事業所認定制度等の環境マネジメントシステムの認証を受けている、または事業計画書提出日より1年以内に認証を受ける見込みであること等の要件を満たす必要があります。

3. 補助対象事業

民間事業者が県内の事務所、事業所または工場において行う2種類以上の「省エネ改修等」が対象です。

なお、「省エネ診断」を受診して提案された施策に基づき実施する「省エネ改修等」である必要があります。

※省エネ改修等とは、省エネルギーを目的とした施設の構造、設備等の改修を行う事業、太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用する設備の設置事業をいいます。
※省エネ診断とは、秋田県中小企業等省エネ診断事業、(財)省エネルギーセンターが実施する無料省エネ診断等で、平成21年4月1日以降に実施されたものに限りま

4. 補助対象経費

設計費、本工事費、附帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

※工事費については、県内の事業者（本店、支店または営業所）に対する発注経費に限ります。

5. 補助金の額・補助率

補助率1/5以内で上限200万円以内

6. 提出書類

所定の事業計画書、省エネ診断結果報告書の写し等

7. 募集時期

平成23年5月25日（水）～12月28日（水）

8. 事業の実施期間

補助金の交付決定日～平成24年1月31日（火）まで

9. 手続きの流れ

申請 → 事業計画の認定 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了時の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県生活環境部 温暖化対策課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
調整・省エネルギー班 TEL 018-860-1573 FAX 018-860-3881

22. 県内製造業等発電設備緊急支援事業

－震災による電力制限に伴う自家発電設備の整備を支援－

1. 事業概要

東日本大震災による電力制限に伴い、主要な生産機器を一部停止するなど生産活動において重大な影響が見込まれる県内企業が、自家発電設備を整備する場合、その経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

次の要件を満たす県内製造業者等を対象とします。

- (1) 使用電力量及び従業員数で一定の規模を有すること
(原則として従業員数が30人以上で、出力50kW以上の発電設備を整備する
場合が対象です)
- (2) 電力制限により生産活動に影響が見込まれること
- (3) 節電対策の取組を行うこと
- (4) 従業員の雇用維持が図られること

※製造業以外の業種については、上記の要件に準じて対応しますのでご相談ください。

3. 補助対象事業

補助対象者が県内の本社、工場または事業所で使用するために自家発電設備を新增設・整備する場合で、平成23年3月11日から平成23年6月30日までの間にその整備に関する契約行為等（契約締結ための準備を含みます）が発生した、次の(1)または(2)に該当する事業

- (1) 自家発電設備の取得費用（設置費用等を含みます）
- (2) 既存自家発電設備を再稼働するための整備費用
(不良箇所の部品交換等に要する経費のほか、非常用発電設備を常用発電設備へ転用する経費等も含みます)

4. 補助率・補助金の額

補助対象経費の1/3以内で限度額3,000万円

5. 提出書類

事業実施計画書、自家発電設備の取得等に係る契約書の写し等

6. 募集時期

平成23年6月30日（木）まで

7. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手
→ 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定
→ 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
創業・地場産業班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

23. 設備貸与制度

－長期かつ低利で設備を割賦販売またはリース（原則従業員数20人以下）－

1. 事業概要

(財)あきた企業活性化センターが、企業が導入を希望する機械設備を商社、メーカーから購入し、それを長期かつ低利で割賦販売またはリースする制度です。

2. 対象となる企業

次の要件すべてに該当することが必要です。

- ① 原則として従業員数20人以下（商業またはサービス業は5人以下）であること
- ② 県内に事業所があり、機械設備を県内に設置すること
- ③ 事業税を滞納していないこと

3. 対象となる設備

土地、建物、リース物件を除く設備（ソフトウェアを含みます）で、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）または従業員一人当たりの付加価値額が3年間で6%以上向上することが見込めるもの（創業者を除きます）。

4. 限度額等

		割 賦 制 度	リ ー ス 制 度
限 度 額		100万円以上6,000万円以下	
返 済 期 間		7年以内	3～7年
割賦損料・ リース料率	一般枠	2.50%	月額リース料率 1.390%～2.990%
	特別枠	2.10%	1.371%～2.969%
返 済 方 法		6か月据置後 元金均等半年賦払い	毎月払い
保 証 金		割賦価格の10%	な し
連帯保証人		1 名 以 上	

※設立後1年未満の方向けの「創業者」制度（限度額50～3,000万円）があります。

※特別枠の詳細は下記までお問い合わせください。

※従業員数21～50人までの方は、特認枠で対象となる場合があります。

5. 提出書類

所定の申請書等

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請 → 現地調査 → 書類による審査 → 貸付可否決定
→ あきた企業活性化センターが申請者及び納入者とそれぞれ契約締結
→ 設備搬入・検収 → 割賦・リース開始

8. 申し込み・問い合わせ先

○ (財) あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

設備資金担当 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

24. 秋田県機械類貸与制度

－長期かつ低利で設備を割賦販売またはリース（従業員300人以下）－

1. 事業概要

設備貸与制度が対象とする小規模事業者にとどまらず、県内中小企業の設備投資を支援します。

2. 対象企業

次の要件すべてに該当することが必要です。

- ① 県内に事業所があり、設備を県内に設置すること
- ② 払込資本金または出資総額の3分の1以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものでないこと
- ③ 事業税を滞納していないこと
- ④ 同一年度内に設備導入資金の貸付または国の貸与制度を利用していないこと
- ⑤ 製造業は従業員数300人以下、卸・サービス業は100人以下、小売業は50人以下であること

3. 対象設備

土地、建物、リース物件を除く設備（ソフトウェアを含みます）

4. 限度額等

		割 賦 制 度	リ ー ス 制 度
限 度 額		100万円以上1億円以下	
返 済 期 間		6,000万円以下 7年以内 6,000万円超1億円以下 10年以内	3～7年
割賦損料・ リース料率	一般枠	2.50%	月額リース料率 1.390%～2.990%
	特別枠	2.10%	1.371%～2.969%
返 済 方 法		元金均等半年賦払い 6,000万円以下 6か月据置 6,000万円超1億円以下 12か月据置	毎月払い
保 証 金		割賦価格の10%	な し
連帯保証人		1 名 以 上	

※設立後1年未満の方向けの「創業者」制度（限度額50～3,000万円）があります。

※特別枠の詳細は下記までお問い合わせください。

※割賦損料率及びリース料率は変更することがあります。

5. 提出書類

所定の申請書等

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請 → 現地調査 → 書類による審査 → 貸付可否決定
→ あきた企業活性化センターが申請者及び納入者とそれぞれ契約締結
→ 設備搬入・検収 → 割賦・リース開始

8. 申し込み・問い合わせ先

- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備資金担当 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

25. 小規模企業者等設備導入資金

－設備取得費の1/2まで無利子で融資（原則従業員数20人以下）－

1. 事業概要

小規模事業者の創業と経営基盤の強化のための設備取得費の一部を無利子で融資します。

2. 対象企業

次の要件すべてに該当することが必要です。

- ① 原則として従業員数20人以下（商業またはサービス業は5人以下）であること
- ② 県内に事業所があり、設備を県内に設置すること
- ③ 事業税を滞納していないこと

3. 対象設備

土地、建物、リース物件を除く設備であり、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）または従業員一人当たりの付加価値額が3年間で6%以上向上することが見込めるもの（創業者を除きます）。

4. 限度額等

	通常	産業活力再生特別措置法、 中小企業新事業活動促進法、 農商工連携促進法の認定を受 けた事業計画に基づく場合
(1) 貸付限度額	設備費の1/2以内	設備費の2/3以内
① 事業開始後	1企業当たり	1企業当たり
5年経過	50万以上～4,000万円以下	50万以上～6,000万円以下
② // 1～5年	50万以上～6,000万円以下	同左
③ // 1年未満	50万以上～4,000万円以下	50万以上～6,000万円以下
(2) 貸付期間	7年以内（据置期間2年以内を含みます）	
(3) 貸付利率	無利子	

※従業員数21～50人までの中小企業者は、特認枠の対象となる場合があります。

5. 提出書類

所定の申請書等

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請 → 現地調査 → 書類による審査 → 貸付内定 → 設備設置の確認調査
→ 貸付決定 → 金銭消費貸借契約締結・融資実行

8. 申し込み・問い合わせ先

- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備資金担当 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

26. 秋田県企業立地促進資金

－工場等の新增設に最大10億円を融資－

1. 事業概要

県内に工場等を新增設または空き工場等を活用して事業を行う企業に、長期・低利の資金を融資します。

2. 貸付対象企業

次のいずれかに該当する企業

- ① 製造業、ソフトウェア業または製造関連サービス業に属する事業（研究開発を含む）を営む企業
- ② 県工業団地を取得する（した）企業

3. 貸付対象設備

工場等の用地、建物及び附属施設、機械及び装置等

4. 貸付要件

- (1) 設備投資額
操業時までの投資額が1億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業は1千万円）以上であること。
- (2) 地場企業
雇用者が増加すること。
- (3) 県外企業
2. ①の企業：県の誘致企業であり、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設すること。
2. ②の企業：操業開始後1年以内に従業員10人以上となること。

5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額

	通 常	上乗せ要件該当の場合
一 般 企 業	投資額の50%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）
先端技術型企業 基盤業種型企業 輸送機関連投資 アグリ関連投資	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の70%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）

※上乗せ要件（いずれか1つに該当すること）

- ① 県工業団地を取得すること
 - ② 1年以内に40人以上、将来100人以上の雇用計画があること
 - ③ 操業時までの投資額が30億円以上であること
 - ④ 高度技術産業集積地域（秋田市）内に新增設または空き工場等を活用して事業を行う先端技術型企業であること
- (2) 貸付期間 15年以内（据置期間2年以内を含みます）
 - (3) 貸付利率 年1.8%（輸送機・アグリ関連の設備投資の場合は1.7%）
 - (4) 償還方法 元金均等年賦償還
 - (5) 担保・保証人 指定金融機関（秋田銀行、北都銀行）の定めるところによります。

6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、営業報告書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

事前協議（貸付要件（企業⇔県）、貸付条件（企業⇔銀行）） → 貸付あっせん申請（企業→県） → 貸付あっせん決定（県→企業） → 貸付申請（企業→銀行、銀行→県） → 貸付決定通知（県→銀行） → 融資実行（銀行→企業）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

27. 秋田県発電用施設

周辺地域等企業導入促進資金

－発電用施設周辺地域等の工場の新増設に最大5億円を融資－

1. 事業概要

発電用施設周辺地域等への企業導入等を図るため、工場を新増設する企業に、長期・低利の資金を融資します。

2. 貸付対象企業

製造業を営む資本の額または出資の総額が1千万円以上の会社

3. 貸付対象設備

事業の用に供する機械及び装置、工場用の建物、当該建物の敷地である土地の取得
※土地を対象とするときは、取得の日から1年以内に工場用建物の建設に着手することが必要です。

4. 貸付要件

(1) 設備投資額

当該設備の取得に要する費用の額が5千万円以上であること。

(2) 雇用者数

当該設備を使用した日から1年以内に3人以上の雇用計画があること。この場合、発電用施設周辺地域またはこれに隣接する市町村に居住する従業員を20%かつ3人以上含むこと。

(3) 対象地域

県内全域

5. 貸付条件

(1) 貸付限度額 投資額の50%以内で限度額5億円

(2) 貸付期間 15年以内（据置期間2年以内を含みます）

(3) 貸付利率 年1.8%

(4) 償還方法 元金均等年賦償還

(5) 担保・保証人 指定金融機関（秋田銀行、北都銀行）の定めるところによります。

6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、営業報告書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

事前協議（貸付要件（企業⇔県）、貸付条件（企業⇔銀行）） → 貸付あっせん申請（企業→県） → 貸付あっせん決定（県→企業） → 貸付申請（企業→銀行、銀行→県） → 貸付決定通知（県→銀行） → 融資実行（銀行→企業）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

28. ふるさと融資（地域総合整備資金）

－無利子の長期資金で地域経済の振興を支援－

1. 事業概要

（財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携し、県または市町村が民間事業者
に、長期の無利子資金を融資します。

2. 貸付対象者

法人格を有する団体

3. 貸付対象事業

地域の振興や活性化につながるもので、次のような分野の事業が対象となります。

①交通・通信施設整備、②都市基盤整備、③産業基盤整備、④リゾート・観光
開発、⑤教育・文化・福祉・医療施設整備など

ただし、第三者に売却または分譲することを予定している施設、風俗営業等の規制
及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等の用に供される施設は、融資
の対象外です。

4. 対象事業の要件

県や市町村の地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要
件すべてに該当する必要があります。

- (1) 新規雇用者数が、県から融資を受ける場合は10人以上、市町村から融資を受
ける場合は5人以上であること。
- (2) 貸付対象事業費（用地取得費は含みません）の総額が2,500万円以上である
こと。
- (3) 公益性、事業採算性、低収益性の観点から融資が行われるものであること。

5. 事業期間

4年以内

6. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 貸付対象事業費に係る借入総額の20%以内
（過疎地域・特別豪雪地域・定住自立圏の場合は25%以内）
- (2) 貸付期間 15年以内（5年以内の据置期間を含みます）
- (3) 貸付利率 無利子
- (4) 担保・保証人 民間金融機関等の連帯保証が必要です。

7. 提出書類

借入申込書、事業計画書、事業者概要書、連帯保証予定者の意見書等

8. 申請時期

随時受け付けます（ただし事業完了前であることが必要です）。

9. 手続きの流れ

県または市町村への相談 → 県または市町村への融資利用希望書提出（着工
前） → 正式申請 → 採択通知 → 融資実行

10. 申し込み・問い合わせ先

- 各市町村の担当窓口（多くは企画担当部署）
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

29. 新事業展開資金（創業支援資金）

－新規開業者（開業後5年以内の方を含む）に事業資金を融資－

1. 事業概要

今後の成長・発展が期待される事業を新たに始めようとする方に対し、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

- ① 県内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方
- ② 個人の場合は事業開始後、法人の場合には設立の日以降5年を経過していない中小企業者
- ③ 県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者である法人で、新たに中小企業者である会社を設立する計画を有する企業

3. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 ・融資対象者①②の場合 2,500万円（事業費の80%まで）。
なお、融資対象者①の場合、自己資金額を限度とします。
・融資対象者③の場合 1,500万円（事業費の80%まで）
- (2) 貸付期間 7年以内（据置期間2年以内を含みます）
- (3) 利率 年2.15%（商工会連合会等が実施する創業塾等を修了し、推薦を受けた方は年1.95%）
- (4) 保証料 年0.7%以下
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。原則として物的担保は求めません。

4. 申請時期

随時受け付けます。

5. 手続きの流れ

商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の推薦 → 取扱金融機関へ申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

6. 申し込み先

- 最寄りの商工会・商工会議所、中小企業団体中央会
- 取扱金融機関（県内に本支店のある普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

7. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

30. 中小企業振興資金（一般資金）

－中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

中小企業の健全な発展と経営の安定を図るため、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

秋田県内で1年以上事業を営む中小企業信用保険法に規定する中小企業者

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

返済条件を固定・変動から選択できます。

	固定金利	変動金利
貸付限度額	合計で1億円	
貸付期間	設備資金 10年以内 (据置期間2年以内を含みます) 運転資金 7年以内 (据置期間1年以内を含みます)	設備資金 15年以内 (据置期間2年以内を含みます) 運転資金 10年以内 (据置期間1年以内を含みます)
貸付利率	年2.35%	年2.10%*
保証料	年1.0%以下 (セーフティネット保証第1号～第6号を利用した場合は0.88%)	
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。	

※変動金利の利率は、金融機関により年利率、融資後の変動幅、変更時期が異なりますので、取扱金融機関にご確認ください。

5. 提出書類

取扱金融機関所定の書類

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

取扱金融機関へ借入申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

8. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

9. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○（財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

3 1. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金）

－小規模企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

小規模事業者に事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

次のすべてに該当する、従業員20人以下小規模事業者（商業・サービス業は5人以下）

- ① 県内で1年以上事業を営んでいること
- ② 商工会・商工会議所の経営指導を受けていること

3. 資金の使途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1,250万円
- (2) 貸付期間 設備資金10年以内（据置期間2年以内を含みます）
運転資金 7年以内（ “ 1年 ” ）
- (3) 貸付利率 年2.35%（セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年2.15%）
- (4) 保証料 年0.45%以下（ “ 0.5% ” ）
- (5) 担保・保証人等 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

商工会・商工会議所への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）
- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

32. 中小企業振興資金（小規模事業振興資金小口支援枠）

－小規模企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

信用保証協会と金融機関が責任分担を図る責任共有制度の対象外制度として、小規模事業者に事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

県内で1年以上事業を営む従業員20人以下の小規模事業者（商業・サービス業は5人以下）

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1,250万円、ただし、既存の信用保証協会保証付き融資残高との合計で1,250万円以内となります。
- (2) 貸付期間 設備資金 10年以内（据置期間2年以内を含みます）
運転資金 7年以内（ " 1年以内 " ）
- (3) 利率 年2.15%
- (4) 保証料 年0.5%以下
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。原則として物的担保は求めません。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関への申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

33. 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）

－災害にあった中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

災害によって被害を受けた中小企業者に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

(1) 通常分

災害によって事務所または事業所が罹災した中小企業者

(2) 特別枠（東北地方太平洋沖地震復旧支援資金）

東北地方太平洋沖地震による直接的な被害に加え、インフラや流通網の混乱、予約のキャンセル等により経営に支障をきたしている中小企業者

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

	通常分	特別枠
貸付限度額	1,000万円	3,000万円
貸付期間	10年以内 (据置期間1年以内を含みます)	10年以内 (据置期間2年以内を含みます)
貸付利率	年1.75% (セーフティネット保証第1号から第6号を利用した場合は年1.55%)	年1.5%
保証料	不要です。	
担保 ・保証人等	法人は代表者、個人は不要です。 原則として担保は徴求しません。	

5. 申請時期

(1) 通常分

災害が発生した日から6ヶ月間

(2) 特別枠

平成23年3月24日（木）～9月11日（日）

6. 手続きの流れ

(1) 通常分

罹災証明の取得 → 取扱金融機関へ申込

→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

(2) 特別枠

取扱金融機関へ申込 → 商工会・商工会議所の確認

→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

※罹災証明の取得が必要になることがあります。

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○（財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

3 4 . 中 小 企 業 ア グ リ サ ポ ー ト 資 金

－農林水産業分野に進出しようとする企業に事業資金を融資－

1. 事業概要

農林水産業分野に進出することにより経営基盤の強化を図る県内中小企業者等に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

秋田県信用保証協会の保証を受けられる県内の中小企業者等（農業生産法人を含む）で、農林漁業分野に進出している、またはその計画を有する方

3. 資金の用途

設備資金、運転資金（農林水産業に必要な資金に限ります）

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 2,500万円
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間2年以内を含みます）
- (3) 利率 年1.95%
- (4) 保証料 年0.6%
- (5) 担保・保証人 連帯保証人は、原則として、法人は代表者、個人は不要で、必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関へ申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

35. 新事業展開資金（事業革新資金）

－経営革新などに意欲的な企業に事業資金を融資－

1. 事業概要

経営革新や創造的技術開発のための資金を融資します。

2. 貸付対象者

次のいずれかに該当することで商工会・商工会議所の確認または認定を受けた中小企業信用保険法に規定する中小企業者

- ① 知事の承認を受けた経営革新計画（本手引き13ページ）に従って経営革新のための事業を実施すること
- ② あきた企業応援ファンド事業（同6ページ）、企業競争力支援事業（同9ページ）の事業採択を受けたこと
- ③ 商店街振興組合等が策定した商店街整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行うこと
- ④ 地域観光振興計画に基づき知事が認定した事業を行うこと
- ⑤ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の規定に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた事業を行うこと
- ⑥ 特許法に基づく特許の取得（出願中を含む）技術を有し、その実用化のための事業を行うこと
- ⑦ 県の研究機関等で共同開発した技術・製品の實用化、生産化のための事業を行うこと
- ⑧ 知事が認定した環境調和型事業を行うこと
- ⑨ 地域産業資源活用事業の認定を受けた事業を行うこと
- ⑩ 事業転換、事業多角化をしようとする事
- ⑪ 新市場進出による事業展開を図ろうとする事
- ⑫ 海外へ進出する事業展開を図ろうとする事

3. 資金の使途

事業展開等に必要な資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 1億円（2.②に該当するときは2億円）
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 利率 1.95%（セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年1.75%）
- (4) 保証料 年0.6%以内（〃年0.7%）
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。また、2,000万円以内の利用の場合には、本資金により取得した資産を担保として求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

商工会・商工会議所の確認・認定 → 取扱金融機関への融資申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

8. 問い合わせ先

○上記申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、
秋田県信用組合）

○（財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

36. 新事業展開資金（事業承継資金）

－営業譲渡を受ける中小企業者に事業資金を融資－

1. 事業概要

他の企業から営業譲渡を受けた中小企業者に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

次の企業から営業の全部または一部の譲渡を受けて当該事業を行う中小企業者

- ① 破産宣告等を受けた企業
- ② 営業の全部または一部を取りやめる企業

3. 資金の用途

設備資金、運転資金

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 5,000万円
- (2) 貸付期間 10年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 利率 年1.95%（セーフティネット保証第1号～第6号までを利用した場合は年1.75%）
- (4) 保証料 年0.6%以下（〃年0.7%）
- (5) 担保・保証人 法人は代表者、個人は不要。必要に応じて担保を求めます。
また、2,000万円以内の利用の場合には、本資金により取得した資産を担保として求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

取扱金融機関へ申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

7. 申し込み先

○取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

37. 経営安定資金

－業況の悪化している企業等に事業資金を融資－

1. 事業概要

一時的に業況が悪化している方や倒産企業の影響を受けている方に、事業資金を融資します。

2. 貸付対象者

秋田県内で1年以上事業を営む中小企業信用保険法に規定する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 通常分

- ① 直近3か月の売上高、直近12か月のうち6か月の売上高または今後3か月の売上高の見込みが前年同期比で5%以上減少していること
- ② 直前決算において赤字を計上していること
- ③ 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権または前渡金返還請求権を有していること
- ④ 破綻金融機関と取引のあるものとして中小企業信用保険法第2条第4項第6号の規定による特定中小企業者の認定を受けたこと

(2) 特別改善枠

- ① 経営の安定に支障を生じ、再建計画について商工調停士等の指導を受け、再建の見込みがあるものとして、商工会連合会等から推薦を受けたこと
- ② 秋田県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を行うこと

(3) 緊急経済対策枠

原則として、県内において1年以上事業を営み、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者として、特定中小企業者の認定を市町村長から受け、商工会等の要件認定を受けた中小企業者

3. 資金使途

経営の安定・活性化に必要な資金。ただし、同一制度の既存借入金の償還財源とすることも認められます。また、特別改善枠では、商工調停士が当該企業の再生のために特に必要と認めた場合には、既存の秋田県信用保証協会の保証付借入金の償還財源とすることも認められます。

4. 貸付条件

	通常分	特別改善枠	緊急経済対策枠
貸付限度額	8,000万円以内 ④は別枠5,000万円以内	①5,000万円以内 ②8,000万円以内	2億円以内
貸付期間	10年以内（据置期間2年以内を含みます）	12年以内（据置期間3年以内を含みます）	10年以内（据置期間2年以内を含みます）
貸付利率	年1.95%以下	年2.35%以下	年1.75%
保証料	年1.0%以下（セーフティネット保証第1号～第6号を利用した場合は0.88%） ③は0.45%	年1.0%以下（同左0.88%）	年0.18%
担保 ・保証人	法人は代表者、個人は不要です。 必要に応じて物的担保を求めます。 ただし、利用額が1千万円以内でかつ商工会等から経営改善計画の作成指導を受けている場合は、無担保も可能です。	同左 必要に応じて物的担保を求めます。	同左 必要に応じて物的担保を求めます。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

通常分と緊急経済対策枠

商工会・商工会議所の認定 → 取扱金融機関への融資申込
→ 取扱金融機関・信用保証協会の審査 → 融資実行

特別改善枠

商工会・商工会議所などへの相談 → 商工調停士による再生計画の作成
→ 関係金融機関・信用保証協会との協議 → 商工調停士による推薦
→ 取扱金融機関への融資申込 → 取扱金融機関・信用保証協会の審査
→ 融資実行

7. 申し込み先

- 最寄りの商工会・商工会議所
- 取扱金融機関（県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合）

8. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390
- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

39. 高度化資金

—中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資—

1. 事業概要

共同で経営基盤の強化、経営革新を目指す中小企業者等に対し、事業展開に必要な土地、建物、設備の取得資金の一部を長期・低利で県が直接融資します。

2. 貸付対象者

事業協同組合や商店街振興組合、その組合員等（事業メニューにより異なります）

3. 対象事業

- (1) 集団化事業
市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、適地に工場団地や卸団地を建設する事業
- (2) 集積区域整備事業
商店街や工場団地、卸団地等、既存の企業が集積している地区において、道路の拡幅、アーケード・カラー舗装の設置、店舗・事業所の改造、共同配送センターの設置等の整備を行う事業
- (3) 施設集約化事業
中小企業者が共同で組合や会社を設立し、共同工場、共同店舗、共同事業所等を設置する事業
- (4) その他
上記以外にも様々なメニューがあります。

4. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 貸付対象金額の80%以内
- (2) 貸付期間 20年以内（据置期間3年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 1.05%
※市中金利に応じて変動します。また、特定の条件を満たすことで無利子となります。

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

事前説明 → 事前助言 → 計画書の提出 → 計画診断 → 事業認定 → 着工
→ 完了検査 → 融資実行

※構想段階から県に相談していただき、お互いの連携のもと事業を進めます。

7. 事業の特徴

計画の作成段階から、中小企業診断士が助言するなど、事業目的の達成に向けて支援します。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

40. ものづくり中核企業育成集中支援事業

－地域経済の牽引役をめざす企業を集中的に支援－

1. 事業概要

県内製造業において、新たな雇用や取引を創出し地域経済を牽引する中核企業を育成するため、中核企業となりうる企業を選定し、経営戦略の策定に対する支援から技術開発や設備投資に対する補助までを総合的・集中的に支援します。

2. 対象企業

独自の技術や経営ノウハウを活用し、対象分野への進出や事業拡大により中核企業化が見込める製造業

3. 対象企業の要件

次の(1)と(2)の両方に該当する企業または(3)に該当する企業

- (1) 電子部品・デバイス産業、輸送機械関連産業、新エネルギー関連産業、食品関連産業、医療機器関連産業分野への進出または事業拡大が見込めること
- (2) 県内の事業所が主な生産拠点であり、かつ、中核企業認定のための計画における主な生産拠点が県内であること
- (3) 独自技術の先進性・革新性や地域経済への貢献度により、地域経済を牽引する企業として知事が認める企業

4. 支援事業の概要

(1) 中核企業認定・経営戦略策定支援事業

中核企業の候補を認定し、中核企業化に向けた経営戦略の策定や専門家派遣による支援、既存支援策を含めた支援策活用の総合的なコーディネート等を実施します。

(2) 中核企業技術開発支援事業

経営戦略に基づき必要と認められる場合、認定企業が行う技術開発や試作品開発等に必要経費の一部を補助します。

(3) 中核企業設備投資利子等助成事業

経営戦略に基づき必要と認められる場合、認定企業が行う設備投資のための借入金利子等相当額を補助します。

(4) 営業力強化支援事業

経営戦略に基づき必要と認められる場合、認定企業が自ら販路を拡大する取組を支援するため、その経費の一部を補助します。

5. 補助率・補助金の額

	補助率	補助金の額等
中核企業技術開発支援事業	人件費、設備費、原材料費、外注費等の補助対象経費の1/2以内	2,000万円
中核企業設備投資利子等助成事業	借入利率3%相当額	補助対象となる借入金限度額は3億円で、補助金の交付決定日から3年間
営業力強化支援事業	営業サポートスタッフ人件費、マーケティング調査費、広告宣伝費、商談会展展費等の補助対象経費の1/2以内	250万円

6. 提出書類（中核企業認定時）

所定様式の計画書、過去3期分の財務諸表、定款、登記簿謄本及び会社案内等

7. 募集時期

第1回募集 平成23年5月30日（月）～6月20日（月）

第2回募集 未定

8. 手続きの流れ

①中核企業の認定

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 認定企業決定

→ 経営戦略策定等の支援実施 → 中間報告会（約3か月後）

→ 支援報告会（約1年後）

②技術開発支援補助金、設備投資利子等助成金、営業力強化支援補助金

申請 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請

→ 交付決定 → 事業着手（金融機関借入） → 事業終了（利息支払い）

→ 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなりますので、それまでの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

企業支援第二班 TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

4 1. ビジネス世代交代マッチング事業

－後継者問題を抱える経営者と新規開店希望者とのマッチング－

1. 事業概要

県内の商店、商店街の「後継者不足」への対応策として、後継者問題を抱える経営者と新規開店希望者とのマッチングにより世代交代を後押しする新たな商業モデル創出に取り組みます。

この事業は商工団体等に委託のうえ実施する予定です。

2. 対象者

県内で「後継者がなく閉店している事業者」と「新たなビジネスにトライしたい新規創業者（事業承継を含みます）」

3. 支援内容

専門スタッフが、後継者不足解消につながるマッチングを支援します。

また、マッチング先進事例の県内への普及を目指します。

※県事業「街なか商業活性化市町村支援事業」により、当事業のマッチングが成立した事業者に、市町村経由で既存店舗リニューアルに伴う改築補助等を併せて実施します。

4. 提出書類

所定の申込書

5. 募集時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

応募 → 書類審査 → 個別ヒアリング → 最終選考 → 支援対象者の決定
→ 事業実施

7. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・サービス業振興班 TEL 018-860-2245 FAX 018-860-3887

4 2 . 専 門 家 派 遣 事 業

－ 経 営 課 題 解 決 の た め 民 間 専 門 家 を 派 遣 －

1. 事業概要

創業や経営の向上を図ろうとする中小企業者等が抱える様々な課題に対し、(財)あきた企業活性化センター登録の民間専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を実施します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者及び任意団体

3. 派遣対象分野

- | | |
|---------------|---------|
| ① 経営全般 | ⑤ 食品・醸造 |
| ② 販売・マーケティング | ⑥ 法務・労務 |
| ③ I T ・ 情 報 化 | ⑦ 税務・会計 |
| ④ 技術・生産 | 等 |

(注) I S O 等 公 的 認 証 取 得 や 許 認 可 を 得 る こ と だ け を 目 的 と す る も の は 対 象 と な り ませ

ん。この事業は企業の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、企業の実務や取引先等のあっせんを行うものではありません。

4. 補助対象経費

専門家への謝金(1日当たり5万円)は(財)あきた企業活性化センターが全額負担します。派遣日数は最大で延べ3日です。

旅費は負担していただきますが、次の場合は、(財)あきた企業活性化センターが全額負担します。

- ① 原油高や原材料高による経営環境悪化への対応策として、エネルギー使用の効率化や代替エネルギーへの取り組み、資材・購買管理や工程管理の見直し等による収益改善をテーマとする場合
- ② 温室効果ガス25%削減に向けた省エネルギー・新エネルギー全般への取組をテーマとする場合

5. 提出書類

専門家派遣要請書(所定の様式があります)

6. 募集時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請相談 → 事前調査 → 企業等が派遣要請書を提出 → 審査 → 派遣決定
→ 専門家が実施計画書を提出 → 診断・助言の実施
→ 実績報告書及び受入証明書の提出 → 謝金支払い

8. 申し込み・問い合わせ先

○ (財) あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

43. 専門家相談窓口開設事業

－事業・経営の様々な問題・課題・悩み・疑問解決のための相談窓口を設置－

1. 事業概要

事業を進めていく上での課題に、弁護士・司法書士・税理士が無料でアドバイスします。

2. 対象者

現在事業を行っている個人や法人、これから事業を始める予定の個人の方

3. 支援内容

(23年度の予定) 内容は経営に関することに限ります。

	開設日	開設時間	開設場所
弁護士	毎月第2・4火曜日	午後1時 ～午後4時	あきた企業活性化センター内等
司法書士	毎月第2・4木曜日		
税理士	毎月第2・4水曜日		

※相談日が決まっていますので、事前にご確認の上申込みください。

4. 提出書類

所定の申込書または必要事項を記入した書面・電子メール（電話による申込みは受け付けておりません）

5. 申請時期

希望する日の1週間前までに書面・電子メールで申込みください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○（財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

44. ワンストップ移動相談事業

－県内各地域に移動相談所を開設－

1. 事業概要

県内企業の事業活動をスピーディーに支援するため、県内各地域において移動相談所を開設します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人及び任意団体

3. 支援内容

経営相談専門員やセンター職員が各地域を訪問し無料相談会を行います。

4. 相談内容

経営全般、資金関係、設備関係、技術関係、人材育成、新商品開発、新分野進出、創業、その他

5. 開催日時及び開催場所

【開設日】毎週火曜日

(祝日に当たった場合には、次の平日開催。12月29日～1月3日は開設しません)

【開設時間】午前10時30分～午後3時

場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鹿角地域振興局	12日	31日		19日		13日		8日			14日	
北秋田地域振興局	19日		14日		2日	27日		22日		10日	28日	
山本地域振興局		10日	28日		23日		11日		6日	24日		13日
由利地域振興局		17日		5日	30日		18日		13日	31日		21日
仙北地域振興局	26日		21日		9日		4日	29日		17日		6日
平鹿地域振興局	5日		7日	26日		20日		15日	27日		21日	
雄勝地域振興局		24日		12日		6日	25日		20日		7日	27日

【連絡先】

県各地域振興局総務企画部地域企画課 (秋田地域振興局を除きます)

地域振興局	電話番号
鹿角	0186-22-0457
北秋田	0186-62-1251
山本	0185-55-8004
由利	0184-22-5432
仙北	0187-63-5114
平鹿	0182-32-0594
雄勝	0182-32-0594

6. 相談方法

移動相談申込書 (所定の様式があります)

※相談を希望する場合は、できるかぎり開催日の3日前までに申込みください。

(3日前が土・日・祝日の場合は、その前日までに)

7. 申し込み・問い合わせ先

○ (財) あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

45. 創業支援室（貸し事務室）

－創業する方に低料金で事務室を提供－

1. 事業概要

創業・起業化や新たな事業分野への進出等をめざす企業が利用できる貸し事務室を県庁第二庁舎内に開設しています。

2. 創業支援室の概要

- (1) 所在地 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎 3階
(2) 室数・面積・使用料等

室名	室数	面積(m ²)	月額使用料(円)
創業支援室A	8	17または22	21,000
〃 B	2	48または50	50,000

保証料・敷金等は不要ですが、使用料の他に電気料等を負担していただきます。
また、電話については自己設置となります（各室へは配線済です）。

- (3) その他の機能
- ・24時間の業務利用が可能です。
 - ・OAフロア
 - ・電気容量：30A（創業支援室A）、45A（創業支援室B）
 - ・インターネットに無料接続可能な情報コンセントを設置済です。
 - ・入居者専用の駐車場はありません。
 - ・各室専用カードキーにより管理していただきます。

3. 入居対象事業者

- (1) 新規創業者
- ① 県内で新たに事業を開始しようとする個人または会社
 - ② 県内で新たに事業を開始した日以後5年を経過していない個人または会社
- (2) 組織化、共同化及び組織変更を行おうとする方
- 県内において組織化、共同化及び組織変更を行おうとする次に該当する方
- ① 主として事業所支援型サービス業に属し、県内において組織化・共同化を図ることにより、経営資源を強化し、県内産業の競争力向上に寄与しようとする個人または会社
 - ② 異業種交流により組織化・共同化を図り新業種・新業態への進出を図ろうとしており、具体的に事業化段階に達した個人または会社
 - ③ 事業協同組合、企業組合及び協同組合から株式会社及び有限会社に組織変更を行い事業拡大を行おうとする組合
- ※店舗としての使用、あるいは本社機能が他の場所にある場合の営業拠点や支社等としての使用はできません。

4. 入居期間

1年間。ただし、審査の上最初の入居から3年まで更新可能です。

5. 募集時期

随時受け付けます。
ただし、空き室がないときはお待ちいただくこととなります。

6. 申し込み先

- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

7. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
創業・地場産業班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

46. 創業準備支援室（貸しブース）

－新規創業・起業のための準備を支援－

1. 事業概要

創業をめざし準備している方を対象に、ビジネスプランの策定や各種関連情報の収集などを行うデスクワーク用スペースを提供するほか、(財)あきた企業活性化センターが個別の各種相談に応じます。

2. 創業準備支援室の概要

- (1) 所在地 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎 3階
(2) 室数・面積・使用料等

ブース数	面積(m ²)	月額使用料(円)
8	48	6,000

保証料・敷金等は不要ですが、使用料の他に電気料等を負担していただきます。

- (3) その他の機能
- ・24時間の入退室が可能です。
 - ・入居者専用の駐車場はありません。
 - ・入居者には専用のセキュリティーカードが貸与されます。
 - ・ブースには、パソコン、机、いす、書類入れワゴン等が備え付けられています。
 - ・入居者の共用物：鍵付きロッカー、プリンター、テレビ、ビデオ、参考書等

3. 入居対象者

- ① 創業に関する高い構想を持っていること
- ② 創業の意欲が高いと認められること
- ③ 創業準備支援室の使用が必要と認められること

4. 入居期間

半年間。ただし、特別の事情があると認められる場合は、さらに半年間の延長が可能です。

5. 募集時期

随時受け付けます。

ただし、空きブースがないときはお待ちいただくことになります。

6. 申し込み先

- (財)あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

7. 問い合わせ先

- 上記申し込み先
○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
創業・地場産業班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

4.7. 産業技術センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

1. 事業概要

産業技術センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催、技術情報の提供などを行っているほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

2. 施設・設備の概要

(1) 開放研究室

区 分	面積(㎡)	室数	1室使用料金(月額)
高機能研究開放室	58	6室	95,100円
開放研究室A	59	2室	67,900円
開放研究室B	46	5室	64,800円
開放研究室C	40	3室	43,200円
計		16室	

※高機能研究開放室は、旧高度技術研究所の開放研究室で、特殊ガス（アルゴンガス、窒素ガス）、圧縮空気等を使用できます。

(2) 研修室等

区分	使 用 料			収容人数
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
視聴覚研修室	9,450円	12,600円	22,050円	100人
研修室A	3,450円	4,600円	8,050円	48人 24人
研修室B	1,000円	1,450円	2,450円	20人
講堂	3,500円	4,600円	8,100円	100人
展示室	(1日) 1,300円			

次の付属備品を有料で使用できますので、申込の際にお申し出ください。

区 分	設 備 名	使 用 料	
視聴覚研修室	映像装置	1式1時間につき	2,050円
	同時通訳装置		1,550円
研修室A	オーバーヘッドプロジェクター	1式1回につき	510円
	40		510円

(3) 県内企業等が品質管理、分析評価、加工等に使用できる設備を開放しております。当センターで保有している設備については、秋田県産業技術センターホームページ (<http://www.rdc.pref.akita.jp/>) をご覧ください。

また、企業等が抱える課題等について、企業等に代わって測定・分析解析等を行う簡易受託研究制度もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

3. 留意事項

- (1) 利用者
特に制限はありません。
- (2) 利用日時
原則として、産業技術センターの休業日を除く午前9時から午後5時までです。
- (3) 利用・申し込み方法
あらかじめ電話等により、対象設備、利用日時等を連絡のうえ、当日までに「使用許可申請書」による手続きが必要です。
使用が可能な場合は、「使用許可書」をお渡しします。
- (4) 使用方法の指導
設備機器の使用方法については、必要に応じて産業技術センター職員が指導します。
- (5) 支払方法
産業技術センターで発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業技術センター
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-11
総務管理部（講堂等の施設）
技術イノベーション部（開放研究室・機械設備）
TEL 018-862-3414 FAX 018-865-3949

48. 総合食品研究センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

1. 事業概要

総合食品研究センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催、技術情報の提供などを行っているほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

2. 施設・設備の概要

(1) 開放研究室

面積	室数	1室使用料金(月額)
約30㎡	5室	77,100円

備え付けの備品：実験台4台、器具戸棚1台、低温恒温機1台、電子天秤1台、pHメーター1台、乾燥棚1台、氷温冷蔵庫1台、ロッカー1台、机1台、椅子2個

また、特殊ガス（アルゴンガス、炭酸ガス、窒素ガス）が使用できます。

(2) 研修室

区分	使用料			収容人数
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
研修室	5,700円	7,600円	13,300円	100人
技術研修室	2,100円	2,800円	4,900円	24人

次の付属設備を無料で使用できますので、申込の際にお申し出下さい。

備品名	数量	備品名	数量
液晶プロジェクタ	2	レーザーポインター	1
VHSビデオデッキ	1	ワイヤレスマイク	2
スクリーン	1	ホワイトボード	1

(3) 品質管理、分析評価、加工等に使用する機器を貸し出しています。使用できる機器は、秋田県企画振興部学術国際局学術振興課「研究機器相互利用システム」のホームページ (<http://kenkyukiki.pref.akita.lg.jp/>) でご確認ください。

3. 留意事項

(1) 利用者

特に制限はありません。

(2) 利用日時

原則として、総合食品研究センターの休業日を除く午前9時から午後5時までです。

(3) 利用・申し込み方法

あらかじめ電話等により、対象設備、利用日時等を連絡のうえ、当日までに使用許可申請書による手続きが必要です。

使用が可能な場合は、「使用許可書」をお渡しします。

(4) 使用方法の指導

設備機器の使用方法については、必要に応じて総合食品研究センター職員が指導します。

(5) 支払方法

利用当日に現金でお支払いいただきます。

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県総合食品研究センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26

企画管理室 TEL 018-888-2000 FAX 018-888-2008

49. 秋田県仕事と育児・家庭の両立支援奨励金事業

－仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを支援－

1. 事業概要

労働者のライフステージに応じた柔軟な働き方や休暇・休業の取得がしやすいなど、仕事と育児・家庭の両立ができる職場環境づくりに取り組んでいる企業を応援します。

2. 対象企業

(1) 育児・介護等離職者再雇用奨励金	①県内に事業所があり、雇用保険適用事業所である常時雇用労働者が300人以下の企業 ②次のいずれかを届け出ている企業 ・一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ている企業 ・「男女イキイキ職場宣言」事業所 ・「我が社は家庭教育応援団」企業
(2) 管理職休業等奨励金	③就業規則等で年次有給休暇について、半日単位で付与すること、もしくは時間単位で付与する有給休暇の日数を定めていること。
(3) 育児休業代替要員確保支援奨励金	①県内に事業所があり、雇用保険適用事業所である企業 ②一般事業主行動計画策定し、労働局へ届け出ている企業常時雇用労働者が100人以下の企業

3. 支給要件

(1) 育児・介護等離職者再雇用奨励金	結婚・出産・育児・介護等による退職者を同一の企業で再雇用した場合
(2) 管理職休業等奨励金	管理職が次のいずれかを取得した場合（ただし、③は男性管理職に限ります） ①介護休業を10日以上取得 ②介護のために労働時間の短縮措置を1か月以上利用 ③育児のために労働時間の短縮措置を1か月以上利用
(3) 育児休業代替要員確保支援奨励金	「育児・介護雇用安定等助成金（代替要員確保コース）※」の2回目以降の支給決定を受けた場合 ※財団法人21世紀職業財団より支給（平成23年9月より秋田労働局が窓口になります。）

4. 支給額

(1) 育児・介護等離職者再雇用奨励金	・「正社員」での再雇用 1人につき50万円 ・「正社員以外」での再雇用 1人につき30万円
(2) 管理職休業等奨励金	・1事業主につき20万円（1回限りとします）
(3) 育児休業代替要員確保支援奨励金	・代替要員 1人につき15万円 （1事業所につき5年間、年間10人までとなります）

5. 提出書類

所定の申請書

※添付書類は、奨励金によって異なります。

6. 申請期限

(1) 育児・介護等離職者 再雇用奨励金	再雇用から3か月を経過した日の翌日から3か月以内
(2) 管理職休業等奨励金	それぞれの支給対象事由の終了の日の翌日から3か月以内
(3) 育児休業代替要員確保 支援奨励金	財団法人21世紀職業財団の2回目以降の支給決定を受けた日の翌日から3か月以内

7. 手続きの流れ

申請 → 書類による審査 → 支給決定 → 奨励金の請求 → 奨励金の支払い

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県企画振興部 少子化対策局
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
出合い・結婚支援班 TEL 018-860-1249 FAX 018-860-3873

50. お父さんも育休促進事業

－男性の育児参加や育児休業の取得を支援－

1. 事業概要

男性の育児休業の取得促進や仕事と家庭を両立し働きやすい職場づくりに取り組む企業に対し、男性の育児参加等について理解を深めるための研修会を開催するほか、育児休業を取得した男性従業員や事業主へ奨励金を支給します。

2. 対象者

- ① 県内に事業所がある企業
- ② ①の企業において、10日以上育児休業を取得した県内事業所に勤務する男性従業員

3. 支援内容

(1) 育児休業啓発事業	男性の育児参加や仕事と家庭の両立しやすい環境づくりのための研修を希望する企業における研修会の開催
(2) 育児休業取得奨励金	(1)の研修会を実施する企業において、男性従業員が10日以上育児休業を取得した場合に、事業主及び休業取得者へ奨励金を支給

4. 支給額

事業主	20万円（1回限り）
育児休業取得者	・休業期間が10日以上3カ月未満の場合 5万円 ・休業期間が3カ月以上の場合 20万円

5. 提出書類

(1) 育児休業啓発事業	・所定の申請書
(2) 育児休業取得奨励金	・所定の申請書 ・出勤簿の写し、育児休業給付金決定通知書の写し ・育児休業に関する体験記

6. 申請期限

(1) 育児休業啓発事業	随時受け付けます。
(2) 育児休業取得奨励金	支給対象となる休業取得者の職場復帰後2カ月以内ただし、休業期間が3カ月以上の場合は、休業開始日から3カ月を経過した日以後から申請できます。

7. 手続きの流れ

- (1) 育児休業啓発事業
申請 → 書類による審査 → 開催決定 → 研修会の開催
- (2) 育児休業取得奨励金
申請 → 書類による審査 → 支給決定 → 奨励金の請求 → 奨励金の支払い

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県企画振興部 少子化対策局
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
出会い・結婚支援班 TEL 018-860-1249 FAX 018-860-3873

5 1. 秋田県仕事と育児・家庭の両立支援

企業経営アドバイザー派遣事業

－両立支援のためのアドバイザーを派遣－

1. 事業概要

仕事と育児・家庭の両立支援を進めるために、「一般事業主行動計画」の策定・届出をしようとする企業や認定をめざす企業に、両立支援企業経営アドバイザーを派遣し、問題解決の手法等についてアドバイスします。

2. 対象企業

「一般事業主行動計画」の策定・届出をしようとする企業や認定をめざす企業

3. 派遣区分

- ① 一般事業主行動計画の策定・届出をしようとする時
1 企業につき 年間 3 回まで
- ② 次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として認定を受けようとする時
1 企業につき 年間 6 回まで

4. 支援内容

一般行動計画の策定・届出や認定に向けたアドバイス

- ・行動計画策定・届出のための取組や課題解決
- ・行動計画目標の達成から認定までの取組や課題解決など

5. 提出書類

所定の申請書

6. 申請期限

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請相談 → 書類による審査 → 派遣決定 → アドバイザーの派遣

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県企画振興部 少子化対策局

〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 - 1

出会い・結婚支援班 TEL 018-860-1249 FAX 018-860-3873

**「平成23年度版中小企業のための
補助金・融資等の手引き」**

平成23年6月発行
編 集 秋田県産業労働部地域産業振興課
発 行 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
TEL 018-860-2225
FAX 018-860-2590
